

2018年（平成30年）9月14日

会 員 各 位

大阪弁護士会

会 長 竹岡 富美男

### 神戸地裁・簡裁庁舎本館における入庁者への所持品検査の開始について

既に入庁者に対する所持品検査が実施されている、大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎に続きまして、本年9月3日より、神戸地方裁判所・簡易裁判所庁舎本館（神戸市中央区橘通2）におきましても入庁者への所持品検査の実施が開始されました。

これにより、神戸地裁・簡裁本館への入庁者は、大阪の場合と同じく、正面玄関近くに設置されたゲート式金属探知機をくぐるとともに、手荷物の開披検査を受けることとなりました。

検査開始に伴い、正面玄関以外の4ヶ所の出入口は閉鎖されることとなりますが、車椅子の方が希望すれば、エレベーターがある北西側入り口を使用いただくことは可能とのことです。

なお、大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎への入庁時と同様、**入庁の際に警備員に対し、弁護士は日弁連もしくは弁護士会発行の身分証明書又は弁護士記章を、法律事務所職員は弁護士会所定様式の身分証明書を提示すれば、所持品検査を受けることなく入庁できます**ので、各位におかれましてはご留意ください。

■ 神戸地裁電話番号 078-341-7521

以上